

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成三年政令第二百七十五号）	1
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）	1
船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令第二号及び第四号ロ(2)の区域を定める省令（平成三年運輸省令第二十五号）	1
	2

○ 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成三年政令第二百七十五号）

船舶安全法第三十二条ノ二の政令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（旅客船を除く。）

二 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の船舶（旅客船を除く。）であつて、専ら沿海区域のうち国土交通省令で定める区域を航行するもの

三 平水区域を航行区域とする船舶（旅客船を除く。）

四 前三号に掲げる船舶以外の総トン数二十トン未満の船舶（旅客船を除く。）であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら漁ろうに從事する場合にあつては、漁ろうに從事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里以内の水域であること。

ロ イに掲げる場合以外の場合にあつては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。

(1) 長さ十二メートル未満の船舶

沿海区域

(2) 長さ十二メートル以上の船舶

沿海区域のうち国土交通省令で定める区域

五 専ら本邦の海岸から百海里以内の海面又は内水面において従業する総トン数二十トン未満の漁船

○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第四条 船舶ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ航行スル水域ニ応ジ電波法（昭和二十五年法律第百三十号）ニ依ル無線電信又ハ無線電話ニシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ陸上トノ間ニ於テ相互ニ行フ無線通信ニ使用シ得ルモノ（以下無線電信等ト称ス）ヲ施設スルコトヲ要ス但シ航海ノ目的其ノ他ノ事情ニ依リ国土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 前項ノ規定ハ第二条第二項ニ掲タル船舶其ノ他無線電信等ノ施設ヲ要セザルモノトシテ国土交通省令ヲ以テ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

第二十九条ノ八 本法ニ基キ政令又ハ国土交通省令若ハ国土交通省令・農林水産省令ヲ定メ又ハ改廢セントスルトキハ各政令又ハ国土交通省令若ハ国土交通省令・農林水産省令ニ於テ必要ナル経過措置（罰則ニ係ルモノヲ含ム）ヲ定ムルコトヲ得

附 則

第三十二条ノ二 第四条第一項ノ規定ハ沿海区域ヲ航行区域トスル長サ十二メートル未満ノ船舶又ハ平水区域ヲ航行区域トスル船舶（旅客船ヲ除ク）、総噸数二十噸未満ノ漁船其ノ他之ニ類スル船舶ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノニハ当分ノ内之ヲ適用セズ

○ 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令第二号及び第四号ロ(2)の区域を定める省令（平成三年運輸省令第二十五号）

- 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令第二号及び第四号ロ(2)の国土交通省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。
- 一 平水区域
- 二 沿海区域のうち本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域
- 三 沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域